様式第８（第８条関係）

意　見　書

 令和　年　月　日

　山梨県知事　殿

 　　　　　 　　　　　　 氏名又は名称

 　　　　　　 法人代表者氏名

 　　　　　　住所

 　　　　　　担当者氏名電話

　大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、令和　年　月　日に公告された大規模小売店舗の届出について、別紙１のとおり意見を述べます。

　記入上の注意

　　①　あなたが提出したご意見（ただし、別紙１の部分のみ）は、大規模小売店舗立　地法第８条第３項の規定により、その概要を公告（注　県のホームページなどでの公開）し、１か月間縦覧（注　県民情報センターなどで一般の人が自由に見られる状態に置くこと。）に供されます。

　　②　ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。

　　③　あなたは、大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、ご意見を述べることができますので、別紙２に掲げた事項（項目）に従い、お書きください。単に「交通が渋滞する。」、「騒音が発生する。」等ではなく、できるだけ具体的にお書きください。

　　④　ご意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合は、公告及び縦覧に供しません。

　　⑤　ご意見は、次の提出先に、郵送、電子メール又は持参してください。

　　　　　　提出先　　〒４００－８５０１

　　　　　　　　　　　甲府市丸の内一丁目６番１号

　　　　　　　　　　　　山梨県産業政策部産業政策課

　　　　　　　　　　　　　℡　０５５－２２３－１５３２

　　　　　　　　　　　　　電子メール　sangyo-sei@pref.yamanashi.lg.jp

別紙１

意　見 書

|  |  |
| --- | --- |
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 |  |
| 別紙２の事項　　　　（項目） |  |
| 生活環境の保持の見地からの意見 |  |
| 　理　　　　由 |  |

別紙２

意見を述べることができる事項（項目）

　１　駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業そ　　の他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

 (1)　駐車需要の充足等交通に係る事項

　　　①　駐車場の必要台数の確保

　　　②　駐車場の位置及び構造等

　　　③　駐輪場の確保等

　　④　自動二輪車の駐輪場の確保

　　　⑤　荷さばき施設の整備等

　　　⑥　経路の設定等

 (2)　歩行者の通行の利便の確保等

 (3)　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

 (4)　防災・防犯対策への協力

　２　騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のた めに配慮すべき事項

 (1)　騒音の発生に係る事項

　　　①　騒音問題に対応するための対応策について

　　　②　騒音の予測・評価について

 (2)　廃棄物に係る事項等

　　　①　廃棄物等の保管について

　　　②　廃棄物等の処理について

　　　③　その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

 (3)　街並みづくり等への配慮等

　　　①　統一した色彩や外観整備による街並みづくり等との調和

　　　②　地方公共団体等が策定する公的計画に基づく街並みづくりへの協力

　　　③　照明による影響への配慮

　　　④　その他街並みづくり等への配慮